

福井県指定福井鳥獣保護区福井特別保護地区の指定に関する

公告縦覧および意見書提出要領

令和7年8月26日

福井県エネルギー環境部自然環境課

本年度、再指定を計画している福井県指定福井鳥獣保護区福井特別保護地区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により、特別保護地区の「名称」、「区域」、「存続期間」および「保護に関する指針の案」（以下「指針案」といいます。）を、令和7年8月26日に県報に公告しました。

この指針案は、福井県エネルギー環境部自然環境課および福井農林総合事務所（林業・木材活用課）、福井市林業水産課に備え置くほか、自然環境課ホームページに掲載し、8月26日（火）から9月9日（火）までの2週間、公衆の縦覧に供します。

また、同法の規定により、当該区域の住民及び利害関係者は、縦覧した指針案について、下記の要領に従い、知事に意見書を提出することができます。

記

意見書の提出期間	令和7年8月26日（火）から9月9日（火）17時まで 郵送の場合は、9月9日（火）必着とします	
指針案の閲覧方法	・福井県自然環境課 ・福井県福井農林総合事務所（林業・木材活用課） ・福井市林業水産課 ・福井県自然環境課のホームページ	
意見を提出できる方	当該区域の住民および利害関係者	
意見書の様式	様式1のとおり	
意見書の提出方法と提出先	郵送	〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 福井県庁自然環境課自然環境保全グループ
	FAX	0776-20-0635
	電子メール	shizen@pref.fukui.lg.jp

【ご意見提出にあたってのご注意】

- (1) ご氏名とご住所は必ずご記入ください。
(記入がない意見書は無効となります。)
- (2) 提出意見の公開について
ご提出いただいたご意見の内容は、公開させていただくことがありますので、ご承知おきください。(お名前、住所、電話番号は除きます。)
- (3) その他
 - ・ご意見に対する個別の回答はできません。
 - ・お電話等による口頭でのご意見は受けられません。
 - ・使用言語は日本語に限らせていただきます。
 - ・電子メールで提出される場合は、テキスト形式のみとしてください。